

令和6年度 徳島市中小企業等 人材確保・育成支援事業補助金

徳島市（以下「本市」）の中小企業者等が行う人材確保・育成に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市中小企業者等における安定的な雇用確保の促進及び振興を図ることを目的とします。

受付期間：令和6年4月15日(月)～令和7年2月7日(金)まで
予算額に達し次第、募集を終了します。

補助対象者

申請様式や補助金交付要領など、詳しくは市ホームページでご確認ください。



■ 市内に事業所がある中小企業者(注1)及び小規模企業者(注2)であり、以下の要件を満たす者。

- (1) 1年以上本市に主たる事業所を置く会社または主たる事業所を置く本市民
- (2) 市税に滞納がないこと
- (3) 本市の指名停止及び指名回避の措置等に相当する行為を行っていないこと
- (4) 風俗営業等に関する法律による許可又は届出を要する事業を営んでいないこと
- (5) 申請者又は法人の役員が、暴力団員又はこれらと密接な関係を有していないこと
- (6) その他市長が適当でないと認めるものでないこと 等

(注1)中小企業者…中小企業基本法第2条第1項に該当する企業者

(注2)小規模企業者…中小企業基本法第2条第5項に該当する企業者

補助対象事業と対象経費

(1) 人材確保・定着支援事業	(2) 事業課題改善支援事業
(1) 県外の合同会社説明会・就職説明会への参加又は開催し、会社PRを行う事業 (2) 採用に係る求人広告 (3) 県外からの就職希望者に対する職場体験・研修会の開催 (4) 若年従業員の定着を図ることを目的に、社内体制を整えるための研修への参加又は開催 (5) 上記(1)～(4)において、採用に関するウェブサイトの新規作成	(1) 業務に必要な能力の向上又は技術知識等の取得及び人材育成を目的とするもの (2) 業務に必要な専門的な知識・技術の習得、活用を目的とするもの (3) デジタル化推進に係る知識・技術の習得、活用を目的とするもの (4) 経営上の課題解決を目的とするもの (5) 技能承継や後継者の育成を目的とするもの
■委託料 ■会場使用料 ■機械器具使用料 ■講師謝礼 ■交通費 ■広報費 ■宿泊費 ■受講料	■委託料 ■会場使用料 ■機械器具使用料 ■教材費 ■講師謝礼 ■受講料

補助金額と補助率

交付限度額	補助率	
10万円 ※消費税及び地方消費税等抜き	中小企業者(注1)	2分の1以内
	小規模事業者(注2)	3分の2以内

問い合わせ先 徳島市役所経済部 経済政策課 (Tel:088-621-5225)
Email:keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp